

ならないようになります。このほうの防止もいたります。具体的に申し上げますと、ちょうど現在、車に優良マークを前に張つておりますが、あの程度の大きさで、たとえば車両検査の有効期間が三十八年の二月まで有効だということになりますと、そのステッカーに「2」という字を入れまして、三十八年であるかどうかということは色で分けるようにいたしまして、たとえば三十八年を緑の色で表わすといいたしますと、緑の地色に大きぐ中に「2」と書いてあるのを前に張つて走つておりますと、この車は三十八年の二月まで有効検査期間をもつて走つておるということがわかるということになるわけあります。なお、その三十八年の二月というステッカーを見ますといふと、その期間までは損害賠償保険にも同時に加入しておるということを表わすといふうにいたすわけでございまして、この損害賠償保険との関係は、車両検査の際に、たとえば三十七年の四月、今月車両の検査期間が一年間の車であるたとえばハイヤー、タクシーのようなものでございますが、一年間であるとしたしますと、きょう検査をいたしましたて、その検査に合格いたしますと、来年三十八年の四月まで有効であるということになるわけでござります。そして、同時に三十八年の少なくとも二月までは損害賠償保険に入つておるとい

う保険契約の証明書も同時に呈示する
ようにいたすわけでございます。現
在でも車両検査を受けます場合には、
保険に入つておるということを証する
契約書を、証明書を呈示しなければ檢
査を受けさせないことにいたしております。
ますが、現在では、きょう有効な保険
に入つてさえおればいいということに
なつておりますので、明日の日からは
無保険になる場合もございます。それ
を今回の改正によりまして、きょう檢
査を受けます車が今後一年間検査期間
があるとしますと、一年間は少なくとも
も保険に入つておるということでなければ
検査を受けさせないというふうに
改正するわけでございます。したがい
まして、本日この検査をいたしまして
検査に合格して一年間の有効期間を与
えると同時に、その表示は一年間保険
にも入つておるということに関連がつ
くわけでございます。一枚のステッカ
ーで保険と検査と両方とも有効であ
るということを表わすようにいたした
い、これが今回の改正の一応の第一点
の趣旨でございます。ちょっとところん
いただきまとと、ステッカーレ申し
上げますのは、一例を申し上げます
と、こういうふうなものでございまし
て、たとえばこのしるしですと三十八
年といいたします。そうすると、ここに
10と書いてありますと、これは三十八
年の十月まで有効だということがすぐわ
かる。かりに三十九年にはこういいう
字の色にいたしまして、ここに10と書
いてありますと、この模様で中に10と
書いてありますと、この車は三十九年
の十月まで有効だということがすぐわ
かる。こういうふうにいたしたい、か
のように考えております。

それから第二点は、自動車の検査証の有効期間の改正でございます。現在は乗合バスそれからハイヤー、タクシーや、これらの営業用の旅客自動車の自動車検査証の有効期間は、原則として九ヶ月になつております。ところが、従来の実績を見ますと、非常に整備の能力が向上しておりますし、それから自動車事故は非常に遺憾なことがあります。また、ふえてはおりますが、特に車両の欠陥による事故は低下の傾向にあります。しかがいまして、現在の規定で九ヶ月に原則としてなつておられます、一年まで延伸してこれを認めることもできるということになつておりますのを、この際、整備能力の向上あるいは車両欠陥事故の低下というこの状況を勘案いたしまして例外であります。一方自家用旅客自動車はすべて現在二年ということになつておりますので、従来二年間の一年といふことに一律に改めまして、また一方自家用でございまして、この状況を勘案いたしまして例外であります。また、この中で自家用でございますが、大型のバスあるいはドライブ・クラブの車、これは自家用車としての扱いをやつておりますので、従来二年間の有効期間でございましたが、これらは実態から見ますと営業用と同じような働きをいたしますので、これを自家用車並みに検査の有効期間を扱うことには、事故防止の建前から考えましても、また車両の走行キロから考えましても不適切であると考えられますので、こういう点を考慮いたしまして、自家用車の中でもバス型の車それからドライブ・クラブの車につきましては、現在の有効期間二年というのを一年間に短縮いたしたい、かようにいたしまして検査期間を実情に合うようにしていきたいというのが改正の第二点

それからその次が指定自動車整備事業制度の新設でございます。御承知のように、自動車の増加の傾向は毎年二割以上の非常にめざましい増加をいたしております。自動車が増えますと車両の検査業務もそれと全く比例いたしまして激増してくるのでござります。しかし、検査に当たります要員等につきましては国家予算の関係上この自動車の増加の傾向にマッチして補充増加努力はいたしておりますが、反面検査そのものの合理化をはかりまして、何とかこのふえてくる車に対する検査と定自動車整備事業制度でございます。これははどういうことであるかと申しますと、現在自動車の検査は、御承知のように、陸運事務所の検査場に持つて参りまして、そこで検査官の検査を受け、保安基準に適合しておれば検査の有効期間の延伸を認めてもらうことになっておりますが、今回のこの改正の考え方は、これは從来どおり続けてやりますが、さらに民間の整備工場で優秀な整備工場のうち、さらに特A級のものを選びまして、これを指定整備工場という指定制度を設けまして、この指定を受けました工場に自動車を持つて参りまして、そこで整備をいたしまして、整備の結果その車が保安基準に適合したということになりますと、保安基準に適合しておるという証明書を自動車の保有者に与えるわけでありま

の証明書を持ちまして、車は家に置いておつてもよろしいので、その証明書だけを持って陸運事務所に行きまして、そこでその証明書を呈示するわけあります。陸運事務所ではその証明書に記載されてることを見まして、車両検査の有効期間の延伸を認めるというふうにするわけでございまして、ここで問題になりますのは、役所の検査機関がみずから検査をしないで、民間の整備工場で整備をし、そして保安基準に適合しておるかどうかということを認めさせて、はたして検査の公正あるいは検査の効果が期待できるかという疑問が起るわけでございます。で、この点につきましては、この整備工場の指定につきまして、非常に厳重な制約を考えておるのでございます。まず現在全国に約二万三千程度の整備工場がございますが、そのうちであるいは整備要員、それらの点、こまかい基準に当てがいまして、その基準に合格しておるものを使良整備工場として認定いたしておるのでございますが、それらの工場約九百ありますうちで、さらに今省令によりまして、設備についていろんな条件をつけます。それから、そこで整備をし、保安基準に適合する設備と要員を持っておりまつもを指定整備工場として指定いたしまして、そこで整備をし、その要員によつて、責任者によつて保安基準に

適合しておるかどうかの証明書を発行するということで、検査の有効、あるいは検査の効果というものを担保いたしたい。かように考えております。したがいまして、この指定にあたりましての認定は、非常に嚴重にやりますと同時に、常にそれらの工場につきましては、平素の監督あるいは監査も実施いたしますし、また整備のやり方あるいは保安基準に適合しておるという適合証の発行等におきまして、いさざかでも不正あるいは不適切の点がありますれば、指定の取り消し、あるいはその他法律によります制裁を加えて、こういうことのないようにしていくこいふうなことも考えておりまして、これによりまして、現在役所の検査場で検査を受けますと同等あるいはそれ以上の整備能力あるいは検査能力といいうものを担保いたしたい。かように考えておるのでございます。もちろん自動車の保有者は、検査を受けます場合に、そういう指定整備工場に行きまして、今申し上げましたような適合証を発行してもらつて陸運事務所に行くとともに、また直接車を持って陸運事務所の検査場に入るのもこれは任意でございまして、自分の選ぶほうをとればよろしいというふうにいたすわけでござります。もちろん今回初めての試みでござりますので、この工場の指定につきましては、相当厳重にできるだけ範囲を狭めましてスタートいたしたい、しかしてその後の様子を見ながら、万が一のないように進めていきたい、かように考えておるのでございます。

一つナンバーを打つてあります。これは自動車が、今でも貴重品でござりますが、非常に価格が高く、あるいは非常に少価値の多かった時代に、盜難、その他のおそれも相当ありました。ものですから、一々自動車の原動機につきまして番号を打つておったのでございますが、その後御承知のように自動車が非常に普及して参りましたし、また価格も次第に低下して参りました。そこで、そこまで、こまかく規制する必要がもうほんどのないというふうに考えておりますので、この際法律を改正いたしまして、この原動機番号を打つて、そこまで、こまかく規制する必要がもうほんどのないというふうに考えておるのでございまして、これによります弊害は、現状ではほとんど考えられませんので、実情に合うようになります。改正をいたしたいというのが、改正の一つのねらいでございます。

まりの際に保険証明書を見て、お前は入っていないからだめだというふうに、街頭の検査でチェックする以外には方法がないのです。そこで今回、先ほど申し上げましたように車両検査を受けなければならぬ車につきましては、車両の検査の有効期間を表示する制度を設けましたが、その期間は必ず保険に入つておるという証明書を検査のときに示すことにいたしましたして、したがって、車両検査の有効期間を表示しておると同時に、これが保険に入つておる期間も表示するということを兼ねさせようつけるといふことにいたしておりますのでございます。それから、いま一点の改正は、車両検査とは関係なく、保険標章の表示制度の新設でございます。これは現在の自動車につきましては、車両の検査の対象になる自動車と、車両検査が要らない車とござります。御承知のように軽自動車につきましては、車両検査が必要でございません。したがいまして、軽自動車につきましては、別に保険に入つておるということだけを証明する表示制度を考えなければいけないのでございまして、これにつきましては、保険期間の終期を表示する保険標章を表示させる制度を新設するのでござります。ここに一応見本を持つておりますが、軽自動車でございますので、車の形が必ずしも普通の乗用車とかなんとかいうふうに前面にきちんとガラスがない場合もございますので、車の形が必ずしも普通の乗用車と車両につきましてはナンバー・プレートのすみに、こういった標章をつけるように考えたわけです。たとえば、この赤字のこういうマークに10と書いてありますと、これは三十八年の

十月まで保険に入つておる。それから黄色の地色に青で10と書いてあれば、これはたとえば三十九年の十月まで保険に入つておるということを表示させそよとするのでございまして、中の数字が月を表わし、この地色によりまして三十八年、三十九年と、一年ごとにこれをえていきたい、かようにも考え方まして、これをナンバー・プレートのすみに張りつける。もちろん雨風等にありますから、この質等につきましては、そういうことのためには、それなりに良質のものを考へておるのでございます。

それからもう一点は、この損害賠償保険の契約の解除の制限でございまして。現行法ではこの損害賠償保険が強制保険でありますから、それにもかかわらず契約の解除につきましては別段の規定もございません。これは非常に不慎でございまして、任意に本人が契約を解除できることになつておりますので、この制度の実効があがらないいうら珉がございました。そこで、そのため無保險の自動車の生まれることを防止いたすために、保険契約の解除につきましても法律上制限を加えまして、任意に自由に解除ができるないようにいたしたい、かようにも考えておりますのが改正の一つの点でございます。

最後は、これらに伴なう罰則の強化でございます。無保險の車に対しまずは三万円以下の罰金になつておりますが、これを六ヶ月以下の懲役または五万円以下の罰金に引き上げております。この罰則につきましては法務省等の指導を得まして、いろんな法律につきまして罰則の横の公平を期する点から

ら、こういった罰則の内容の改正をいたしたのでございます。
なお御参考までに申し上げますと、損害賠償保険につきましては、強制保険であります。これが施行されて七年ほどたておりますが、現在の加入の状況は大体八割加入いたしております。二割は未加入のまま走っております。という状況でございます。なお、これを四輪、三輪自動車、それから軽自動車に分けて見ますと、四輪、三輪の車両検査登録をする車につきましては、約九割は入っておりますが、軽自動車が七割弱ということで、軽自動車の加入率が一番低いのでございます。非常に遺憾なことでございますので、今回こういう保障期間を表示する標章制度を実施することにいたしました。百パー セントの加入を実施いたしたい、かように考えまして今回の改正を企図したわけでございます。
簡単でございますが、一応補足的に法案全体にわたりまして説明いたしました。
○委員長(村松久義君) ではこれより本案に対する質疑を行ないます。順次御発言を願います。
○大倉精一君 いろいろ説明を受けましたが、今度民間に検査を委譲するという根本的な理由は何ですか。局長に……。
○政府委員(木村睦男君) 民間に車両検査の実務を一部委託しようという考え方の根本的な趣旨は何かということをございますが、先ほどもちょっと触れましたように、車の増加の趨勢が非常に大きい。これに対しまして陸運事務所におきまして検査をやつております実情をずっと考えてみますといふ

と、やはり業務量の非常な増加に伴いまして、それを処理するだけの十分の予算定員が、在來の実績に顧みまして必ずしも確保されていないという状況でございます。われわれをいたしましては、常にこれが確保には努力をいたしておりますが、実績がかような状況でござりますので、このほうの努力を続けますと同時に、反面、車両の検査の実務につきまして、何かこれを合理化する、あるいは現在非常に負担の多い検査官の仕事量を、何とか合理的にさばく方法はないだろかということを考えたわけでございまして、したがいまして、そういう観点から、いろいろ方法としては考えられるわけでございますが、その一つといたしまして、ただいま改正を企図いたしております。ように、性能のきわめて高い、また一定基準以上の技術者を持つておる整備工場で整備をし、そしてそこで保安基準に適合しておるという認定をさせることによりまして、検査官の車検場におきます車両検査の実務を一部省略いたしますことによって、業務量を合理的にきばいていきたい、かよううに考えて今回の改正に踏み切ったわけでございまして、検査権限そのものは、これらの民間工場に委譲するわけでは毛頭ございませんので、検査権限そのものは依然として官が持つておるのでございまして、ただ、保安基準に適合しておるか行なうかということに対する証明書を発行さすという段階までの仕事を民間の整備工場を活用してやるというものが根本的なねらいでございます。

ら、民間の機能を活用したい、こういったことであるか、現象がいつころから起つておりますか。たか。今初めてじゃないのですね。車の増加率とというのは非常に大きいといふことは、もう二、三年前から始まつております。まあ予算もこれに伴つてあります。いない、こういう現象は相当前から起つておられます。それに対しまして検査要員の増加は、毎年要求をいたしてきておられますのでございますが、それに追つつかない。この傾向をたとえば七年前の昭和三十年と三十七年度の今回の予算との七年間の比較を見ますと、車両数の増加は昭和三十年を一〇〇といたしますと、三十七年が三四四になつたしますと、三十七年が三四四になつております。これに対しまして検査要員の増加は昭和三十年を一〇〇といたしますと一三四・三四%の増。車のほうは二四四%の増、こういうふうな非常にアンバランスにつつてきておりますが、これは毎年車のふえ方が多いのですで、毎年検査要員の増加に努力いたしておりますが、十分でなかつたということが積もり積もつてこういう現状になつておるのが実情であります。

ような機械の整備あるいは検査制度簡略化等によってやつておりますが、事故率の中身でもわかりますように、車両欠陥の事故は減つておるといふとも勘案いたしまして、このために実際に整備不良の車が町を走り、事故を起こしているという事実はないようになります。

なお、今後ともこのように一部工場を活用いたしましても、なおそらく現状を頂点といたしまして役所であります検査の仕事が、決して減ることなく、われわれはありますので、ウナギぎざりに上がつてきますカーブが多少寝るという程度の効果しか現在ではございませんが、今後とも、こういった点につきましては、さらに整備不良の車が町を走らないように対しましては十分われわれは指導しておつたと思うのですが、やって参りたい、かように考えております。

○大倉精一君 これは從来相当そういう点に手抜かりがあつたと思うのですが、つまり、車両の増加あるいは現用車両と検査能力との間に相当開きがあったと思うのです。そういう場合に、やはり今まででも民間工場を担当しておつたと思うのですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(木村睦男君) 従来ともこの問題につきましてはわれわれ頭を痛めておつたわけでございますが、何れ終戦後十年余になりましてようやく民間工場もりっぱなものが数えてきましたので、民間工場の活用といふことも決意をいたしたわけでございますが、必要性は在来から感じておつたわけですが、これまで、民間工場の活用といふこと

たとえば新たに車を作りましてそれを使用いたしますという場合には、その車につきまして一定の型式を指定いたしましたと、その指定を受けた車を使う場合と同じ型でございますので、それをば表的に一つだけ事前に十分検査いたしまして、そうしてよろしいということになれば、型式を指定いたしまして、この車を新たに使う場合には、一々車を持ってこなくてよろしいというふうにして、一部合理化をやっておったわけでございます。もちろんこれは当時のときでございまして、継続検査はもちろん必要でございますが、第一回目の検査は、そういうことで一部簡略化をやってきた、こういうことを現在までやっています。

たしまして、同時に、試験的に一部お話をのようなことをやつた事実がございります。今回は、この改正が通りましてこれが実施になりますと、そういう事柄もこの中に含められますので、この点につきましても、きちんといた、民間に一部検査の実施事務をやらすといふことが制度的にも明確になつてくるという点は確かにございます。

○大倉精一君 まあこれからもあることですけれども、こういう点はやっぱ

りはつきりしないという、どこまでが正当ルートであるか、どこまでがやみルートであるかという、非常に不明瞭なものがあると思うのです。その点はひとつ十分今後も注意をしてもらわなければならぬと思う。

それから、こういう点についての警察との関係といいますか、協力とい

ますか、そういう点も非常に必要だと

思うのです。たとえば現在の道路交通法の第六十三条によるところの「警察官は、前条の整備不良車両に該当する

と認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証

その他政令で定める書類の提示を求

め」云々とありますけれども、これは

実際なかなかできぬと思うのです、実

際問題として、警察官が、車両整備が

不良だと認める車といいますが、これ

はなかなか実際にできないと思うので

すね。こういう点についての運輸省との協力といいますか、協議といいます

のであります。この点はおやりになつて

いるのであります。

○政府委員(木村睦男君) 本来、車の

整備は、一定の期間を設けて車両検査

制度でやつておりますが、これは一応

あります。

最小限度の車の保安の担保でございます

して、一般的には、車を持って運転する者が、みずから常に整備の充実を期

示しのよろ道路交通法によって指摘

を受けるわけでございますから、この

事務所のほうにその通告がございま

す。なお、その車は警察から整備不良

というレッテルを張られまして、整備

工場に入りまして整備いたして、そ

してその結果検査場に持つて参りま

して整備されておるかどうかという確認

を得て再び運行するというふうにいた

しておりますので、その点の連絡は、

十分にできておりますが、今後ともさ

らにこれは一そう密接にいたすつもり

であります。なお、今回の法律の提案

に際しましても、警察と事前に十分連

絡をとりまして了解に基づいて提案いたしたような次第でございます。

○大倉精一君 この点は十分に連携を

しておられますので、その点の連絡は、

十分にできておりますが、今後ともさ

らにこれは一そう密接にいたすつもり

であります。なお、今回の法律の提案

に際しましても、警察と事前に十分連

絡をとりまして了解に基づいて提案いたしたような次第でございます。

○大倉精一君 この点は十分に連携を

しておられますので、その点の連絡は、

十分にできておりますが、今後ともさ

らにこれは一そう密接にいたすつもり

であります。なお、今回の法律の提案

に際しましても、警察と事前に十分連

絡をとりまして了解に基づいて提案いたしたような次第でございます。

○大倉精一君 現在交通事故が非常に

頻発して、国民の中からも交通事故を

追放しようという運動の起つてゐる

というときに、この車両整備検査とい

ふことは非常に大きな意義があると私

は思うのですが、御答弁によれば、情

熱を失わない、責任は運輸省が持つた

うことが非常に軽視され、あるいは熱

意がなくなるということになると、こ

れは本末転倒するんですがね。あくま

んでもこれはやはり運輸省が主体となつ

ていないです。たとえば自動車登録

検査に必要な経費、これを見ましても、

三十五年度は一億三千二百四十万七千

円、三十六年度はぐっと減りまして一

億三百七十七万二千円、これは三千万

円減っておりますね。三十七年度、本

年度はわずかに一億七百万円でもつて

四百万円ふえていいにすぎない。それ

から車両検査施設整備に必要な経費を

見ましても、三十五年度は九千五百万

円、三十六年度はわずかにふえて九千

九百万円ふえていいにすぎない。それ

が消えているとか、あるいは偶然の機

会でブレーキの十分きいていない車と

か、そうした一見して明瞭にわかるよ

うな点について、車両欠陥を指摘さ

れ、そしてそのレッテルを張られて

おるというのが実情でございます。

○大倉精一君 これは参考のためにお

先ほど申し上げましたように、こうい

うな制度で一部活用いたしましても、な

ども、車両はどう

おも大いにふえてくるわけでございま

して、できるだけこれを合理的に処理

お運輸省としての業務量としては今後

おると、この付近からすでに民間に少

しもふえてきておりますけれども、三

十五年度からずっと予算面を見てみま

すと逆に減つている面もある。こうな

ると、この付近からすでに民間に少

しもふえてきておりますけれども、三

十五年度からずっと予算

しまして、その記録を見て調べる。それからときには、そういう所で整備をし、そこで適合証をもらって検査期間の延長を認められているような車につきましては、抜き取り的に、そういう車について直接陸運事務所の検査場に持ってきて抽出的に調べてみると、ふうなことも実施するつもりであります。

○大倉精一君 そうしますとあわてですか、指定工場で検査を受けた車を随時、その車の持主に、あなたは陸運事務所の検査場に行きなさい、こういうことを注文されるわけですか。…

○政府委員(木村睦男君) これは指定工場の業務が公正に行なわれているか

どうかということをこちらでチェックするためによることでございます。常にそういうふうなことをやって二重の手数をかけるということはいたしません。こういうことをやりますのは、二

くわざでござりますし、また当然指定されて、そこで整備をし、検査の実務をやっておるうちに、おのととあそこの指定工場はどうだとか、いろいろ

な風評も出て来る。そういうふうな場合に、こういつた抜き打ち的な検査の方法をやることによりまして、十分監督をいたしたいと、かように考えております。

○大倉精一君 これは私は、非常にこまかいことを聞きましたけれども、そういう心配があると思いますから、そういう点については、せっかくこの制度ができて、かえって悪くなつたということのないよう、ひとつ十分に気をつけてもらいたいと思う。さらにまた、非指定工場、これがいわゆる下請工場的な性格になると、ということもある

のですね。それで非指定工場で整備を受けたものは、一々車検場へ持っていくかなければ検査を受けられませんけれども、これが指定工場と契約するなり何なりして、指定工場から証明書をもらうという場合もあるだろう、あるいは指定工場が能力が回り切れぬ、ともそれはさばき切れぬ、こういうときに、町工場へ出していく場合もあると思うのです。そういう場合に、指定工場と町工場との関係が出てくる、こうなって参りますというと、さっき申しましたように、やはり相手は、今度はお客様ですから、役所と違いまして営利事業ですからお客様ですか、お客さんがそんな固いことを言わぬでしてくれということを言えば、そういうこともあり得ないことはないと思いますのですね、民間では、この弊害を大いに気をつけてもらわなければならぬと思うのです。

ですね、これについては車検の切りかえあたりは、特に考へる必要があるのじゃないかと思うのです。たとえばダンプカー、砂利トラックあるいはその他の車にいたしましても、非常に激しく使用するものがある。ですから、走行キロあたりで押えて、特例を設けるとか何かという方法がないものだろうか。ということを考えておるのでけれども、今のダンプカーあたりは、ブレーキのきかないものが相当あるらしい。町の中でも、ときどき新聞で見るようにな、交差点でとまつておる車のうしろから追突する、これなんかブレーキがきかぬ証拠なんです。これなんかが町の中をどんどん走つておる。これらあたかも車を酷使するためだと思うのですけれども、そういう点についての何らかの配慮ができるのかどうか、ひとつお考へを承つておきたいと思ひます。

ますので、みずから常に整備に努力を
てもいいたいということがまず前提と
車両検査制度というものを考えておわ
までの御指摘の点につきましては、
は、実情としてはわかるのでございな
すが、検査制度として、こまかくそぞろ
いう区別をつけることは、実情に、い
たして合うかどうかというふうな点に
十分考えなければいけない、かようう
考えておりますが、なお、一般的に時
時に検査を命ぜるということもできま
すので、特にそういうふうな車につ
て、その必要があれば臨時の検査を
たすという措置は、現行法においても
とられることになつておりますので、
それを場合によりましては活用して
きたい、かようにはじめます。

度につきましては、やはりある程度画一的に考えまして、しかも最小限度の保安度の担保ということで検査制度というものを考えておりまして、現状は、先ほども申し上げましたように、営業用の車につきましては、一年という期間にいたしております。で、もちろん営業用の車の中でも、非常に走行キロの多い車、また激しく使う車、いろいろございますが、それらにつきまして車両検査の制度の面におきまして差異を設けるということは、あるいは実情に合った方法かとも考えますけれども、こまかい仕分けになりますと非常に複雑化して参ります。それで、そもそも車両につきましては、運転する人自身の生命に関係のあることでござい

さるにまた、ちょっとと聞いたところによりまするといふと、工場別に、車種別に指定するとか、あるいはメーカー別に指定するという話をちらつと聞いたのですけれども、たとえばこの工場では「日産」を指定するとか、あるいはこの工場にはトラック、乗用車の大型を指定するとかというような話を聞いて、いろいろ疑心暗鬼を生んでゐるようすけれども、そういう点についてはいかがなんですか。

○政府委員(木村睦男君) そういうふうな差別的に指定する、あるいは検査に際しまして車種別に、そういうふうなことをするというふうなことの考え方

ございません。

○大倉精一君 もう一つ、ちょっと気し

車両検査に不自由や不便を与えるといふようなことはないと思っております。
○大倉精一君 まあこの辺で質問はやめますけれども、私はこれは反対じゃありませんが、気になつたことを順序不同に並べて質問申し上げたのですけれども、こういう質問申し上げた点について、しょうせんはわれわれしようとの考観ことですから、専門家の考観方では、あんなつまらぬことをと、お考えになるかもしれませんけれども、質問した中で、関心をもたなければならぬ、あるいは検討しなければならぬということがありまするならば、大いに一つ検討してもらって、そういう心配がないように、ひとつ善処をしてもらひます。

の万全を期してもらうように要望いたしまして賛成をいたしました。

○金丸富夫君 私、自由民主党を代表いたしまして、本案に賛成をいたす次第であります。

本案の主要点は、第一は自動車検査証の周期を明示すること、また同時に最近の自動車の増加及び事故の頻発の現状にかんがみまして、自動車保険制度を徹底しようという趣旨、この二つは、まことに時宜に適したものであつて、特に軽自動車について保険に加入するものが非常に割合が少ない現状でありますので、本制度を徹底して、すべて事故、災害の場合における責任を明らかにするというようなことは、まことに時宜に適したものである、か

ように考えます。

また、第三の点といたしまして、指定自動車整備事業の新制度を設定して、そして増加する自動車の検査を嚴格にやつていこうという制度であります。これも事実、国のみで行なうということよりも、実際この検査の実情から考へて、まことに徹底をさし得る制度だと賛意を表するものであります。ただ、新しい制度でありますから、この認可、あるいはまた今後の監督等については、政府におかれましても万遺憾なきを期していただきたい、かようになります。

以上をもちまして、賛成の意を表します。

○委員長(村松久義君) ほかに御発言なければ、討論を終局し、採決を行ないます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(村松久義君) 全会一致と認

めます。よつて本案は、可決すべきものと決定いたしました。

報告書の作成については、委員長に

御一任願います。

○委員長(村松久義君) 御異議ないと認めます。

暫時、休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕